

令和7年安中市教育委員会 3月期定例会 会議録

日時 令和7年3月25日（火）
午後2時から午後3時30分まで
場所 松井田庁舎2階 第4会議室

【出席委員】

教 育 長	岩 崎 聡
教育長職務代理者	中 島 卯
委 員	佐 藤 和子
委 員	高 橋 恵美
委 員	三 宅 豊

【欠席委員】

なし

【事務局】

教 育 部 長	小 黒 勝明
総 務 課 長	井 上 昇
学校教育課長	関 井 貴美枝
生涯学習課長	飯 野 靖之

書 記	瀧 川 恵子
-----	--------

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の井上です。

本日は、年度末のお忙しい中、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 岩崎教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 岩崎教育長

ただいまから、令和7年安中市教育委員会 3月期定例会を開会します。次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認いただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 岩崎教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いですので、前回会議録につきましては承認とさせていただきます。

続きまして、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布

した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「報告第2号、第3号」は、教職員の人事や個人情報に関する案件です。したがって、これらの議事は、非公開とすることが適当であると思われます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「報告第2号、第3号」は、議事を非公開とし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思いますが、いかがですか。

* 委員からの異議等は出なかった。

○ 岩崎教育長

ご異議ないものと認めます。

よって、「報告第2号、第3号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思います。

それでは、報告、承認の議事に入ります。

報告第1号「安中市教育委員会事務局等職員人事について」事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

* 報告第1号を読み上げ、課長級以上の管理職を中心に、人事異動の内容を説明した後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

報告第1号「安中市教育委員会事務局等職員人事について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等はでなかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、報告第1号「安中市教育委員会事務局等職員人事について」承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、報告第1号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第9号「安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の一部を改正する要綱について」事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

* 議案第9号を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第9号「安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の一部を改正する要綱について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第9号「安中市立小学校・中学校共同学校事務室運営要綱の一部を改正する要綱について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号「安中市公民館長の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第10号を読み上げ、

安中市公民館条例第4条に基づき任命するものでございます。

同条第1項は、「公民館に所長又は館長のほか、必要な職員を置く。」、同条第2項は、「第1項に規定された所長又は館長及び職員は、教育委員会が定める」、同条第3項は、「所長又は館長は、非常勤とし、その任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」と規定されています。

今回館長に任命される方は、下記の表の9名の方でございます。

【公民館長】

- | | | |
|----------|----|----------------------------|
| ・ 安中公民館 | 島崎 | 佳宏（再任用職員・継続） |
| ・ 原市公民館 | 清水 | 裕之（再任用職員・新規） |
| ・ 磯部公民館 | 大塚 | 清隆
（会計年度任用職員 再任用職員から継続） |
| ・ 東横野公民館 | 多胡 | 仁（再任用職員・継続） |
| ・ 岩野谷公民館 | 萩原 | 由子（会計年度任用職員・継続） |
| ・ 板鼻公民館 | 田中 | 秀雄（会計年度任用職員・継続） |
| ・ 秋間公民館 | 小黒 | 勝明（再任用職員・新規） |
| ・ 後閑公民館 | 富田 | 千尋（再任用職員・新規） |
| ・ 松井田公民館 | 飯沼 | 良夫（会計年度任用職員・継続） |

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第10号「安中市公民館長の任命について」質疑がありましたら、
お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第10号「安中市公民館長の任命について」賛
成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「安中市生涯学習指導員の任命について」事務局
より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第11号を読み上げ、

安中市生涯学習指導員設置等に関する規則第1条は、「生涯学習の振興
を図るため、安中市生涯学習指導員を置く。」という設置に関する事項が
規定されています。

同規則の第2条は、「指導員は、地方公務員法第22条の2第1項に規
定する会計年度任用職員とし、安中市教育委員会がこれを任命する。」と
規定されています。

また、同規則第6条第1項は、「指導員の任期は、1年とする。ただし
再任を妨げない。」となっております。

今回生涯学習指導員に任命される方は、下記の表の5名の方でございます。

【生涯学習指導員】

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・ 松井田・新堀地区生涯学習センター | 齊藤 智子(継続) |
| ・ 白井地区生涯学習センター | 武井 貴子(継続) |
| ・ 坂本・入牧地区生涯学習センター | 佐藤 秀子(継続) |
| ・ 九十九地区生涯学習センター | 神戸 友子(継続) |
| ・ 細野地区生涯学習センター | 萩原 直行(継続) |

なお、西横野地区生涯学習センター生涯学習指導員につきましては、令和7年度から変更となりますが、令和7年5月1日付任用を予定しているため、4月定例会へ任命議案の提出を予定しております。

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第11号「安中市生涯学習指導員の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第11号「安中市生涯学習指導員の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号「安中市社会教育指導員の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第12号を読み上げ、

安中市社会教育指導員設置等に関する規則第1条は、「社会教育の振興を図るため、安中市社会教育指導員を置く。」という設置に関する事項が規定されています。

同規則の第2条は、任命について規定されており、同条第1項第1号は、社会教育主事講習を修了した者、第2号は教育職員の普通免許状を有する者で3年以上教育に関係ある職にあった者、第3号は、1号、2号に掲げる者のほか、社会教育に関する学識経験を有する者とし、各号のいずれかに該当する者のうちから安中市教育委員会が任命するとなっています。

社会教育指導員の職務は、社会教育についての直接指導、学習相談又は社会教育団体の育成指導及び助言に関する事務に従事すると同規則第3条に規定されています。任期につきましては同規則第5条第1項で「指導員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」と規定されています。

今回の任命は、下記の表の2名の方でございます。

【社会教育指導員】

- ・ 品田 弘道（継続）
- ・ 伊藤 公夫（継続）

説明は以上です

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第12号「安中市社会教育指導員の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第12号「安中市社会教育指導員の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「安中市青少年指導員の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第13号を読み上げ、

安中市青少年指導員は、安中市青少年センター条例第5条及び安中市青少年センター条例施行規則第6条に基づき任命されるものでございます。

安中市青少年センター条例第5条では、青少年センターの事業を円滑に推進するため、安中市青少年指導員を置き、定数は1人、任期は1年とすると規定されています。

安中市青少年センター条例施行規則第6条第1項では、「安中市青少年指導員は、知識経験者の中から教育委員会が任命する」と規定されています。

今回の任命は、下記の表の1名の方でございます。

【青少年指導員】

・ 萩原 孝志（継続）

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第13号「安中市青少年指導員の任命について」質疑がありません。

たら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第13号「安中市青少年指導員の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号「安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第14号を読み上げ、

安中市松井田文化会館条例第5条、安中市公民館条例第4条及び安中市図書館条例第4条に基づき任命するものでございます。

安中市松井田文化会館条例第5条第1項は、「文化会館に館長のほか、必要な職員を置く。」と規定されています。

また、安中市公民館条例第4条及び安中市図書館条例第4条で「館長は、非常勤とし、その任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」、館長、必要な職員は、教育委員会が定める旨規定されております。

今回松井田文化会館館長及び松井田図書館館長に任命される方は、下記の表の方でございます。

【安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長】

・ 飯沼 良夫（会計年度任用職員・継続）

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第14号「安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第14号「安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号「安中市文化センター所長及び安中市図書館館長の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第15号を読み上げ

安中市公民館条例第4条及び安中市図書館条例第4条に基づき任命するものでございます。

安中市公民館条例第4条第1項は、「公民館に所長又は館長のほか、必要な職員を置く。」とし、同条第2項では、第1項の所長又は館長、必要な職員は、教育委員会が定める旨の規定となっています。

同条第3項は、「所長又は館長は、非常勤とし、その任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」と規定されています。

また、安中市図書館条例第4条第1項は、「図書館に館長その他必要な職員を置く。」とし、同条第2項では、第1項の館長、必要な職員は、教育委員会が定める旨の規定となっています。

今回安中市文化センター所長及び安中市図書館館長に任命される方は、下記の表の方でございます。

【安中市文化センター所長及び安中市図書館館長】

- ・ 阿部 哲也（会計年度任用職員 再任用職員から継続）

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第15号「安中市文化センター所長及び安中市図書館館長の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第15号「安中市文化センター所長及び安中市図書館館長の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号「安中市社会教育関係団体の認定について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 議案第16号を読み上げた後、

社会教育法第10条に規定される社会教育関係認定団体は、法人であると否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を主たる目的とする団体です。今回この社会教育関係団体の認定申請団体

は、2 ページ以降の一覧表に記載されております。

令和7年度は、社会教育関係団体の認定の更新年度でございます。今回申請された団体は、132団体です。認定期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間です。

安中市の認定基準は、お手元にお配りしました「社会教育関係団体認定申請書 記入上の注意事項」をご覧ください。ホームページに掲載されているものから認定基準のみ抜粋したものでございます。

今回一覧表に記載されました132団体は審査の結果安中市の認定基準を満たしております。

前回、令和5年4月1日の申請件数は、131団体で、前回と比較しますと1団体多くなっております。

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第16号「安中市社会教育関係団体の認定について」質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から意見等はでなかった。

○ 岩崎教育長

(他には)無いようですので、議案第16号「安中市社会教育関係団体の認定について」賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

それでは先ほど決定したとおり、これからの議事は非公開とし、審議に係る職員以外の職員は一旦退室をさせたいと思います。

* 指示された職員が退室する。

*** 非公開議件**

* = 報告第 2 号「県費負担教職員の指導措置について」 =

* = 報告第 3 号「令和 6 年度末県費負担教職員人事の内申について」 =

* 退室していた職員が入室する。

○ 岩崎教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第 6「その他」です。

事務局からお願いします。

* スクールバスの運行・管理要項の一部改正について説明を行った。

* スクールバスの代替交通手段の運行・管理要項の一部改正について説明を行った。

* 統合に伴う新しいバスの運行計画について説明を行った。

* 令和 7 年度安中市教育委員会定例会年間予定について説明を行った。

* 「学校における人権教育」「教育研究所紀要」「群馬教育振興」について説明を行った。

* 3 月 26 日（水）の閉校式について説明を行った。

* 教育部長が、令和 6 年第 1 回安中市議会定例会での教育委員会に関する内容について説明を行った。

○ 岩崎教育長

他に事務局、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

ないようですので、以上で令和 7 年安中市教育委員会 3 月期定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

◇ 総務課長

ここで少々お時間をいただき、令和 7 年 3 月 31 日付けで退職となります小黒部長より挨拶を申し上げます。

* 教育部長が挨拶

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

* 総務課長が、次回会議の周知を行う。

《令和7年4月期定例会》

- ・ 日時 令和7年4月24日（木） 午後2時30分から
- ・ 場所 松井田庁舎2階 第4会議室

◇ 総務課長

それでは散会といたします。どうぞ気を付けてお帰りください。